

宇 治 市 公 報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇 治 市
政 策 経 営 部
行 政 経 営 課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目 次

告 示

- 告示第115号 宇治市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する要綱の一部を改正する要綱
.....（障害福祉課）…2
- 告示第116号 平成30年7月豪雨により被害を受けた地域における宇治市市税に関する申告期限等の指定.....（市民税課）…2
- 告示第117号 市道路線の区域の変更.....（建設総務課）…2
- 告示第118号 市道路線の供用の開始.....（建設総務課）…3
- 告示第119号 「地縁による団体」の告示事項の変更
.....（文化自治振興課）…3
- 告示第120号 議決予算の公表.....（財務課）…3
- 告示第121号 指定特定相談支援事業者の指定…（障害福祉課）…7
- 告示第122号 指定居宅介護支援事業所の指定…（介護保険課）…7

公 告

- 公告第56号 道路の位置の指定.....（建築指導課）…7

公 営 企 業

- 公告第23号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定7

告 示

宇治市告示第115号

宇治市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

平成30年11月6日

宇治市長 山本 正

宇治市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する要綱の一部を改正する要綱

宇治市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する要綱（平成24年宇治市告示第48号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号口

「

連絡先	電話番号		ファクシミリ番号	
当該事業について定めている定款・寄付行為等の条文			第 条第 項第 号	

」

を

「

連絡先	電話番号		ファクシミリ番号	
-----	------	--	----------	--

」

に、「定款及び」を削り、「資産状況（貸借対照表・財産目録等）、誓約書、役員の氏名等」を「誓約書等」に、「従事者」を「従業者」に改める。

別記様式第2号口「定款・寄付行為等及びその」及び「及び設備の概要」を削り、

「

1 1	給付費の請求に関する事項
1 2	役員の氏名、生年月日及び住所
1 3	主たる対象者

」

「

1 1	主たる対象者
-----	--------

」

改める。

別記様式第3号口「 廃止・休止・再開 する」を「廃止する・休止する・再開した」に、「廃止・休止・再開する」を「廃止する・休止する・再開した」に、

「

廃止・休止する理由	
現に指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を受けている者に対する措置 (廃止・休止する場合のみ)	

」

「

廃止する・休止する理由	
-------------	--

」

改め、同様式の備考第2項中「再開する場合は、再開の」を「再開した場合は、再開した」に改め、同様式の備考第3項中「休止する場合は、廃止・」を「休止しようとする場合は、その廃止又は」に改め、同項を同様式の備考第4項とし、同様式の備考第2項の次に次の1項を加える。

3 事業の廃止又は休止の場合にあつては、現に指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を受けている者に関する次の各号に掲げ

る事項を記載した書類を添付してください。

- (1) 現に指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を受けている者に対する措置
- (2) 現に指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を受けている者の氏名（指定障害児相談支援を受けている場合にあつては、当該指定障害児相談支援を受けている者の保護者の氏名を含む。）、連絡先、受給者証番号及び引き続き当該指定計画相談支援に相当するサービス又は当該障害児相談支援に相当する支援の提供を希望する旨の申出の有無
- (3) 引き続き指定計画相談支援に相当するサービス又は指定障害児相談支援に相当する支援の提供を希望する者に対し、必要な計画相談支援又は障害児相談支援を継続的に提供する他の指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の名称

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の宇治市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

(揭示済)

宇治市告示第116号

平成30年7月豪雨により被害を受けた地域における宇治市市税に関する申告期限等を指定するについて

平成30年7月豪雨により被害を受けた地域における宇治市市税に関する申告期限等の延長について（平成30年宇治市告示第98号）において別に定めることとされている期日を、次のとおり定めます。

平成30年11月7日

宇治市長 山本 正

地方税法（昭和25年法律第226号）又は宇治市市税条例（昭和51年宇治市条例第1号）に基づく申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限が平成30年7月5日から同年12月28日までの間に到来するもの 平成31年1月4日

(揭示済)

宇治市告示第117号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成30年11月16日から14日間

平成30年11月16日

宇治市長 山本 正

路線名	区 間	前後別	幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
神明石塚線	神明石塚66番地の7 (右)	前	5.3 ～ 5.4	60.6	
	神明石塚71番地の46				
	神明石塚66番地の7 (右)	後	6.0	60.6	
	神明石塚71番地の46				

横島町 1 3 6 号線	伊勢田町南遊田 4 1 番地 の 1 (右)	前	3 . 2	2 1 . 5	
	伊勢田町南遊田 4 1 番地 の 1 (右)				
	伊勢田町南遊田 4 1 番地 の 1 (右)	後	6 . 4	2 1 . 5	
	伊勢田町南遊田 4 1 番地 の 1 (右)				

宇治市告示第118号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成30年11月16日から14日間

平成30年11月16日

宇治市長 山本 正

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 年 月 日
神明石塚線	神明石塚66番地の7（右） 神明石塚71番地の46	平成30年11月16日
横島町136号線	伊勢田町南遊田41番地の1（右） 伊勢田町南遊田41番地の1（右）	平成30年11月16日

宇治市告示第119号

「地縁による団体」の告示事項の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項

の規定により、あごろぎ横丁管理組合より、告示された事項に変更があった旨の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

平成30年11月16日

宇治市長 山本 正

変更のあった事項及びその内容

変更のあった事項	新	旧
代表者の氏名		

変更年月日

平成30年10月21日

宇治市告示第120号

議決予算の公表について

平成30年9月招集の宇治市議会定例会において議決された予算の要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年11月16日

宇治市長 山本 正

平成30年度宇治市一般会計補正予算（第4号）

平成30年度宇治市の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49,046千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61,958,546千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
15. 国 庫 支 出 金		11,306,310	19,206	11,325,516
	2. 国 庫 補 助 金	1,588,795	19,206	1,608,001
16. 府 支 出 金		4,814,349	3,209	4,817,558
	2. 府 補 助 金	1,355,340	3,209	1,358,549
18. 寄 付 金		170,000	217	170,217
	1. 寄 付 金	170,000	217	170,217
19. 繰 入 金		552,196	2	552,198
	1. 特 別 会 計 繰 入 金	0	2	2
20. 繰 越 金		80,600	8,312	88,912
	1. 繰 越 金	80,600	8,312	88,912

22. 市	債		4, 851, 800	18, 100	4, 869, 900
	1. 市	債	4, 851, 800	18, 100	4, 869, 900
歳 入 合 計			61, 909, 500	49, 046	61, 958, 546

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
2. 総 務 費		6, 227, 439	217	6, 227, 656
	1. 総 務 管 理 費	5, 042, 729	217	5, 042, 946
6. 農 林 水 産 業 費		309, 681	3, 209	312, 890
	1. 農 業 費	238, 744	3, 209	241, 953
8. 土 木 費		5, 897, 432	34, 920	5, 932, 352
	2. 道 路 橋 梁 費	1, 435, 173	34, 920	1, 470, 093
10. 教 育 費		5, 700, 545	5, 800	5, 706, 345
	2. 小 学 校 費	2, 139, 229	5, 800	2, 145, 029
11. 災 害 復 旧 費		64, 658	4, 900	69, 558
	1. 農林水産業施設災害復旧費	6, 000	4, 900	10, 900
歳 出 合 計		61, 909, 500	49, 046	61, 958, 546

第2表 債務負担行為補正

1. 追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
放置自転車撤去移送業務委託事業	自 平成30年度 至 平成31年度	1, 250
(仮) お茶と宇治のまち歴史公園設計モニタリング支援業務委託事業	自 平成30年度 至 平成31年度	9, 400

第3表 地方債補正

1. 変更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前					補 正 後			
	限 度 額		起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額		起債の方法	償還の方法
		証券発行の方法によ って起債する場合発行 価格が額面	証書借入又は証券発行 発行価	年4%以内 ただし、 利率見直し 方式で借り	政府資金に ついてはその 融資条件によ る。銀行その 他の場合には				

道路整備事業債	200,100	金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額をこれに加算した額。	格は額面金額100円につき98円以上とする。	入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	、その債権者と協定するものとする。ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。	214,900	補正前による	補正前による	補正前による	補正前による
林業施設災害復旧事業債	2,600	同上	同上	同上	同上	5,900	同上	同上	同上	同上

平成30年度宇治市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度宇治市の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86,147千円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,746,147千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)			
款	項	補正前の予算額	補 正 額	計	
4. 繰 越 金		0	86,147	86,147	
	1. 繰 越 金	0	86,147	86,147	
歳 入 合 計		2,660,000	86,147	2,746,147	

歳 出		(単位 千円)			
款	項	補正前の予算額	補 正 額	計	
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		2,487,036	84,431	2,571,467	
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	2,487,036	84,431	2,571,467	
4. 諸 支 出 金		7,501	1,716	9,217	
	1. 償還金及び還付加算金	7,501	1,714	9,215	
	2. 繰 出 金	0	2	2	
歳 出 合 計		2,660,000	86,147	2,746,147	

平成30年度宇治市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成30年度宇治市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 予算第5条中、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

1. 追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
水道漏水等に係る受付委託業務	自 平成30年度 至 平成33年度	52,000
量水器受け払い及び水道使用開始届等受付事務委託業務	自 平成30年度 至 平成33年度	10,000

道路占用許可申請事務等委託業務	自 平成 30 年度 至 平成 33 年度	11,000
-----------------	--------------------------	--------

平成 30 年度宇治市一般会計補正予算（第 5 号）

平成 30 年度宇治市の一般会計の補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 199,180 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 62,157,726 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
15.国 庫 支 出 金		11,325,516	6,000	11,331,516
	2. 国 庫 補 助 金	1,608,001	6,000	1,614,001
16.府 支 出 金		4,817,558	35,500	4,853,058
	2. 府 補 助 金	1,358,549	35,500	1,394,049
19.繰 入 金		552,198	150,000	702,198
	2. 基 金 繰 入 金	552,196	150,000	702,196
20.繰 越 金		88,912	7,680	96,592
	1. 繰 越 金	88,912	7,680	96,592
歳 入 合 計		61,958,546	199,180	62,157,726

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
6.農 林 水 産 業 費		312,890	57,580	370,470
	1. 農 業 費	241,953	49,380	291,333
	2. 林 業 費	69,649	8,200	77,849
8.土 木 費		5,932,352	108,600	6,040,952
	1. 土 木 管 理 費	596,223	15,000	611,223
	2. 道 路 橋 梁 費	1,470,093	51,300	1,521,393
	3. 河 川 費	346,004	7,500	353,504
	4. 都 市 計 画 費	2,826,448	25,800	2,852,248
	5. 住 宅 費	693,584	9,000	702,584
10.教 育 費		5,706,345	33,000	5,739,345
	2. 小 学 校 費	2,145,029	14,500	2,159,529
	3. 中 学 校 費	853,108	18,500	871,608

歳 出 合 計

61,958,546

199,180

62,157,726

宇治市告示第121号

指定特定相談支援事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定により、指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第2項第1号及び宇治市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する要綱（平成24年宇治市告示第48号）第5条の規定により次のとおり告示します。

平成30年11月16日

宇治市長 山本 正

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	指定年月日	サービスの種類
	事業者の主たる事業所の所在地	事業所の所在地		
26312	株式会社こころ	相談支援事業所かえるばんだ	平成30年 11月1日	計画相談支援
01072	宇治市六地藏奈良町50番地	宇治市六地藏奈良町50番地		

宇治市告示第122号

指定居宅介護支援事業所の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業所として次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示します。

平成30年11月16日

宇治市長 山本 正

介護保険 事業所番号	事業所の名称	事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	事業所の所在地			
26712	ケアプランセンター音色	合同会社 永	平成30年 11月1日	居宅介護支援
01172	宇治市小倉町西畑40番地の31 小倉 マンション1B			

公 告

宇治市公告第56号

道路の位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を次のとおり行いました。

平成30年11月2日

宇治市長 山本 正

指定番号	指定年月日	土地の地名・地番	延長及び幅員
宇市第1 71号	平成30年 10月26 日	宇治市伊勢田町中 山15番9	延長：20.24m 幅員：6.0m

(揭示済)

公 営 企 業

宇治市上下水道事業公告第23号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、平成30年11月1日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

平成30年11月16日

宇治市長 山本 正

指定番号 第463号 木田工業

